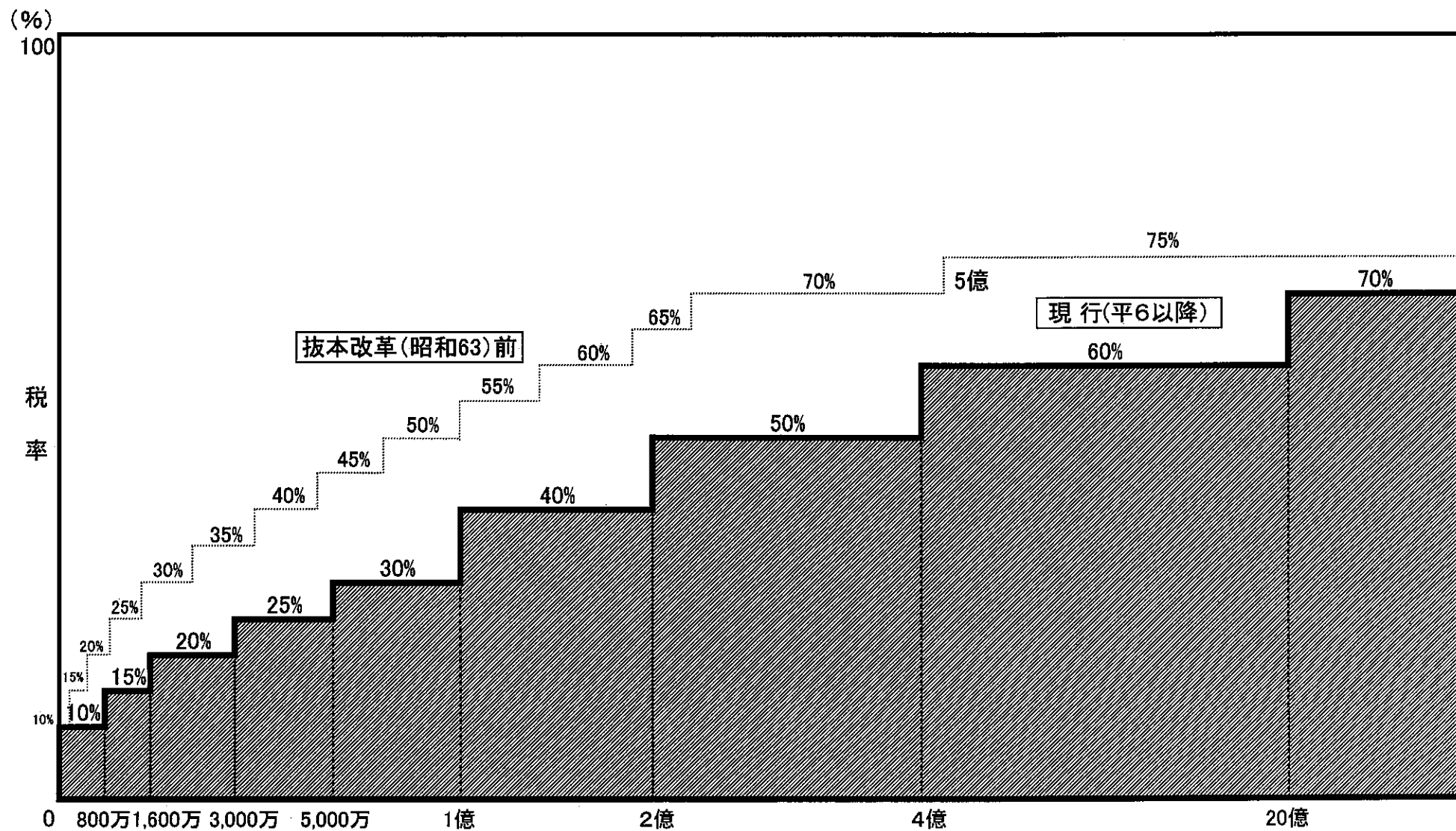
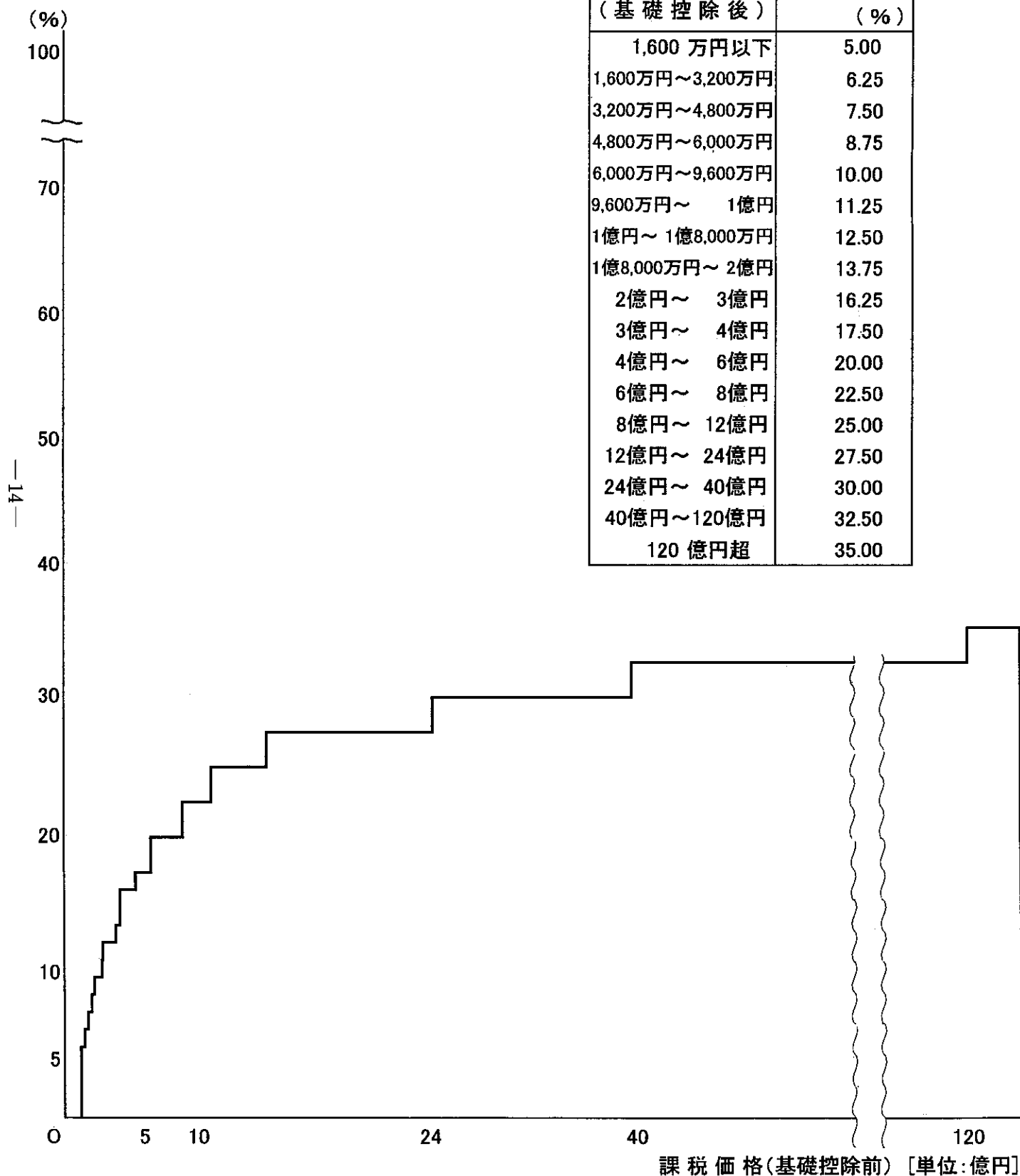


相続税の超過累進税率



相続税の限界税率（配偶者＋子3人）

課税資産額 (基礎控除後)	実質限界税率 (%)
1,600 万円以下	5.00
1,600万円～3,200万円	6.25
3,200万円～4,800万円	7.50
4,800万円～6,000万円	8.75
6,000万円～9,600万円	10.00
9,600万円～ 1億円	11.25
1億円～ 1億8,000万円	12.50
1億8,000万円～ 2億円	13.75
2億円～ 3億円	16.25
3億円～ 4億円	17.50
4億円～ 6億円	20.00
6億円～ 8億円	22.50
8億円～ 12億円	25.00
12億円～ 24億円	27.50
24億円～ 40億円	30.00
40億円～120億円	32.50
120 億円超	35.00



○ 相続税の主な改正

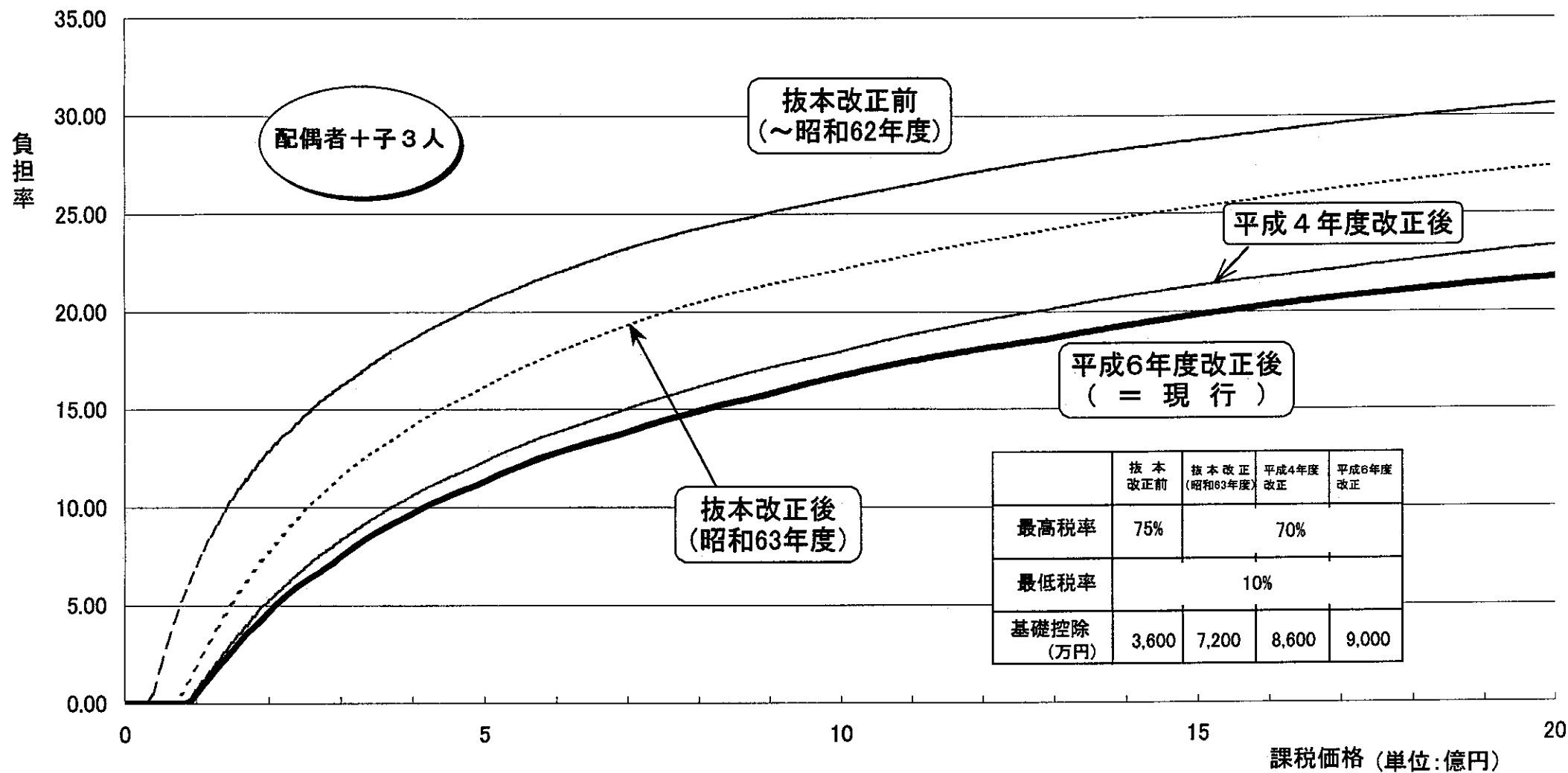
区 分	抜 本 改 正 前	抜本改正（昭和63年12月） （昭和63年1月1日以降適用）	平成4年度改正 （平成4年1月1日以降適用）	平成6年度改正 （平成6年1月1日以降適用）
(1) 遺産に係る基礎控除 { 定額控除 法定相続人数比例控除	2,000 万円 400万円×法定相続人の数	4,000 万円 800万円×法定相続人の数	4,800 万円 950万円×法定相続人の数	5,000 万円 1,000万円×法定相続人の数
(2) 税 率	10% 200万円 以下 15" 500万円 " 20" 900万円 " 25" 1,500万円 " 30" 2,300万円 " 35" 3,300万円 " 40" 4,800万円 " 45" 7,000万円 " 50" 1億円 " 55" 1億4,000万円 " 60" 1億8,000万円 " 65" 2億5,000万円 " 70" 5億円 " 75" 5億円 超 (14段階)	10% 400万円 以下 15" 800万円 " 20" 1,400万円 " 25" 2,300万円 " 30" 3,500万円 " 35" 5,000万円 " 40" 7,000万円 " 45" 1億円 " 50" 1億5,000万円 " 55" 2億円 " 60" 2億5,000万円 " 65" 5億円 " 70" 5億円 超 (13段階)	10% 700万円 以下 15" 1,400万円 " 20" 2,500万円 " 25" 4,000万円 " 30" 6,500万円 " 35" 1億円 " 40" 1億5,000万円 " 45" 2億円 " 50" 2億7,000万円 " 55" 3億5,000万円 " 60" 4億5,000万円 " 65" 10億円 " 70" 10億円 超 (13段階)	10% 800万円 以下 15" 1,600万円 " 20" 3,000万円 " 25" 5,000万円 " 30" 1億円 " 40" 2億円 " 50" 4億円 " 60" 20億円 " 70" 20億円 超 (9段階)
(3) 配偶者に対する相続税額の 軽減	遺産の2分の1又は4,000万円の いずれか大きい金額に対応す る税額まで控除	配偶者の法定相続分又は8,000 万円のいずれか大きい金額に対 応する税額まで控除		配偶者の法定相続分又は 1億6,000万円のいずれか大き い金額に対応する税額まで控除
(4) 死亡保険金の非課税限度額	250万円×法定相続人の数	500万円×法定相続人の数		
(5) 死亡退職金の非課税限度額	200万円×法定相続人の数	500万円×法定相続人の数		
(6) 税額控除 { 未成年者控除 障害者控除 特別障害者控除	20歳までの1年につき3万円 70歳までの1年につき3万円 70歳までの1年につき6万円	20歳までの1年につき6万円 70歳までの1年につき6万円 70歳までの1年につき12万円		

○ 小規模宅地等の相続税の課税の特例の改正

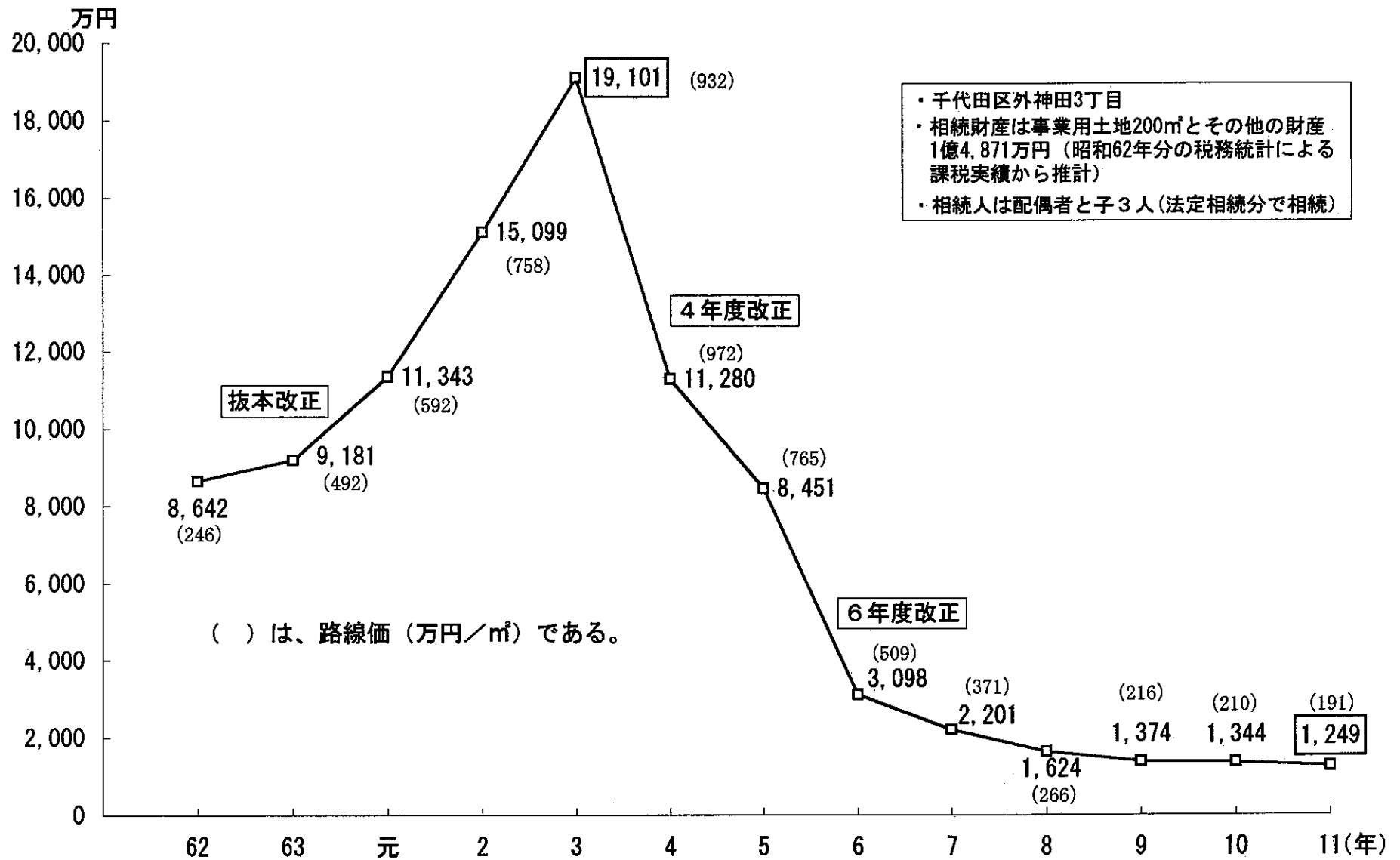
区 分	減 額	割	合
(1)居住又は事業の継続と いう要件を満たす事業 用宅地又は居住用宅地	事業用 40 % 居住用 30 %	60 % 50 %	70 % 60 %
(2)上記以外の事業用宅地 又は居住用宅地	事業用 40 % 居住用 30 %	60 % 50 %	70 % 60 %
(3)不動産貸付、駐車場用 宅地等	事業規模 40 % それ以外 40 %	60 % 0 %	70 % 0 %

税制改正に伴う相続税の負担率の推移

(単位: %)

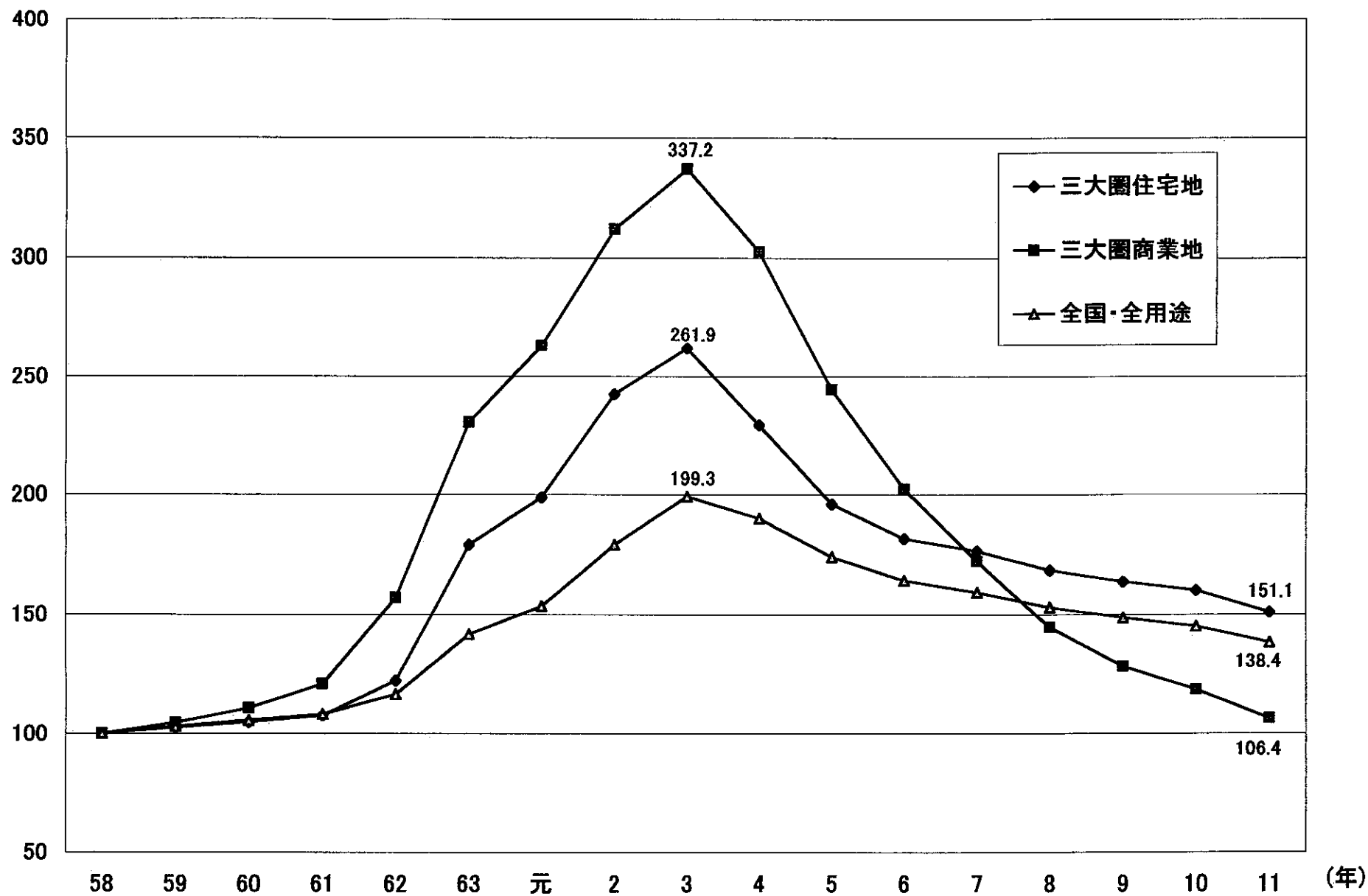


相続税の負担の推移（商業地）



(指数)

地価公示価格指数(58年=100)



○ 相続税の課税状況の推移

区 分 年 次	死 亡 者 数 ・ 課 税 件 数 等				合 計 課 税 価 格		相 続 税 額		
	死亡者数(a)	課税件数(b)	(b)/(a)	被相続人 1人当たり 法定相続人数	合計額(c)	被相続人 1人当たり 金額	納付税額(d)	被相続人 1人当たり 金額	(d)/(c)
	人	人	%	人	億円	千円	億円	千円	%
昭和62	751,172	59,008	7.9	3.93	82,509	139,826	14,343	24,307	17.4
63	793,014	36,468	4.6	3.68	96,380	264,286	15,629	42,855	16.2
平成元	788,594	41,655	5.3	3.90	117,686	282,525	23,930	57,449	20.3
2	820,305	48,287	5.9	3.86	141,058	292,124	29,527	61,148	20.9
3	829,797	56,554	6.8	3.81	178,417	315,480	39,651	70,112	22.2
4	856,643	54,449	6.4	3.85	188,201	345,647	34,099	62,625	18.1
5	878,532	52,877	6.0	3.81	167,545	316,858	27,768	52,515	16.6
6	875,933	45,335	5.2	3.79	145,454	320,843	21,058	46,449	14.5
7	922,139	50,729	5.5	3.72	152,998	301,599	21,730	42,835	14.2
8	896,211	48,476	5.4	3.71	140,774	290,399	19,376	39,970	13.8
9	913,402	48,605	5.3	3.68	138,635	285,228	19,339	39,788	13.9

- (備 考) 1. 死亡者数は、「人口動態統計」(厚生省)による。
 2. 課税件数等は、「国税庁統計年報書」による。
 3. 相続税課税件数は、相続税の課税があった被相続人の件数である。
 4. 納付税額には納税猶予額は含まない。
 5. 被相続人1人当たり法定相続人数の計数は当初申告による人数である。ただし、昭和63年分には、更正の請求により納付税額がゼロとなった者の計数が含まれている。

○ 相続税の階級別の課税状況等

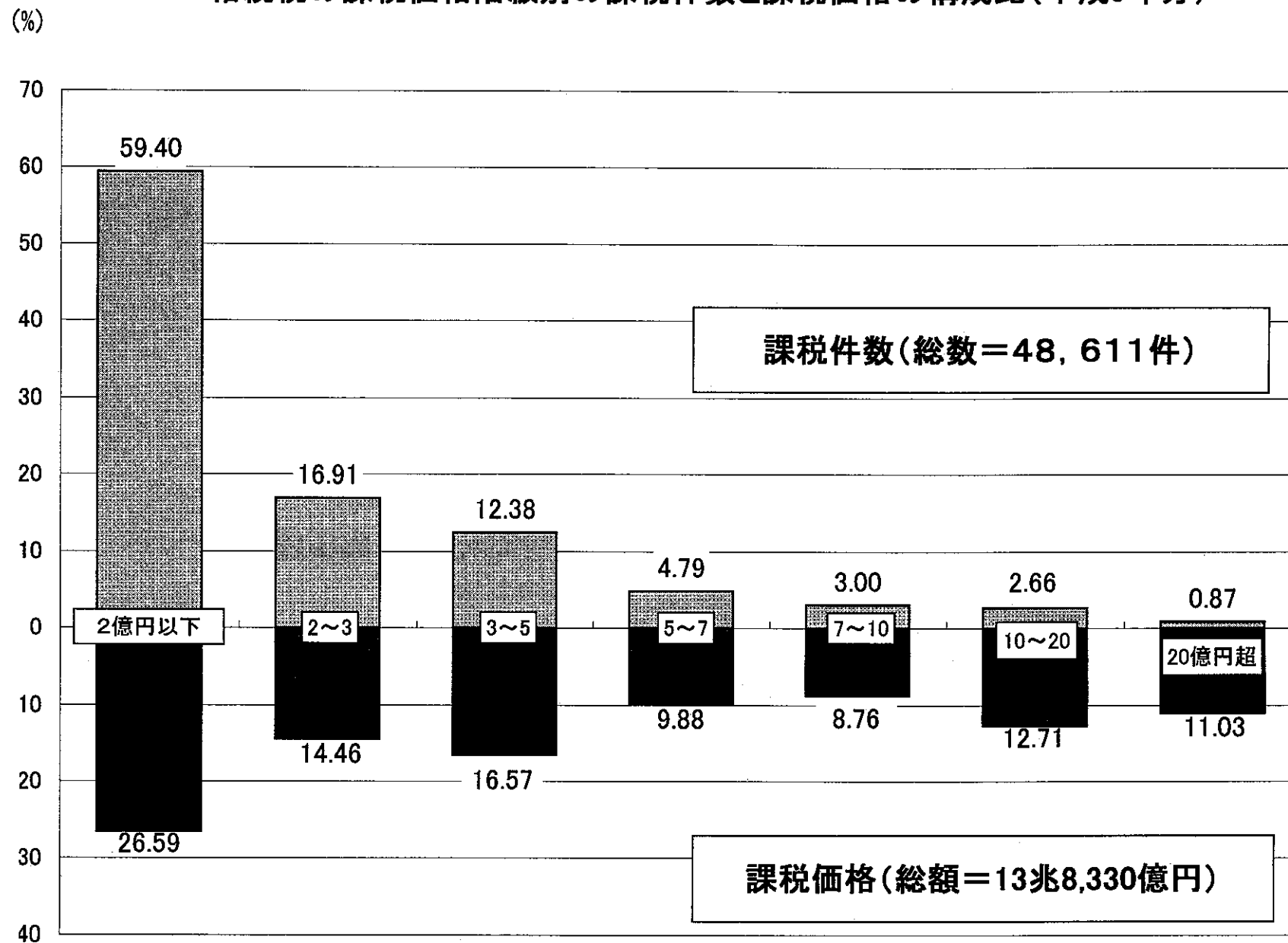
課税価格 階級区分	平成9年分					
	件数		平均課税価格	納付税額	平均納付税額	
	件数	累積割合	(a)	税額	(b)	(b)/(a)
	件	%	万円	億円	万円	%
1億円以下	7,414	15.3	8,568	87	117	1.4
1億円超	21,464	59.4	14,177	1,145	533	3.8
2億円超	8,218	76.3	24,340	1,559	1,897	7.8
3億円超	6,016	88.7	38,106	2,792	4,640	12.2
5億円超	2,328	93.5	58,730	2,238	9,612	16.4
7億円超	1,457	96.5	83,127	2,329	15,983	19.2
10億円超	1,293	99.1	135,981	4,153	32,118	23.6
20億円超	421	100.0	362,357	4,977	118,226	32.6
合 計	48,611		28,457	19,278	3,966	13.9

法定相続人員別の被相続人の件数						
合 計	法定相続人件数					
	1人	2人	3人	4人	5人超	なし
件	件	件	件	件	件	件
7,414	1,331	2,481	2,576	998	-	28
21,464	945	3,275	6,476	5,754	5,000	14
8,218	231	966	2,247	2,222	2,547	5
6,016	138	629	1,598	1,640	2,007	4
2,328	45	258	524	657	843	1
1,457	34	129	315	393	586	-
1,293	29	102	246	367	549	-
421	4	28	76	121	192	-
48,611	2,757	7,868	14,058	12,152	11,724	52

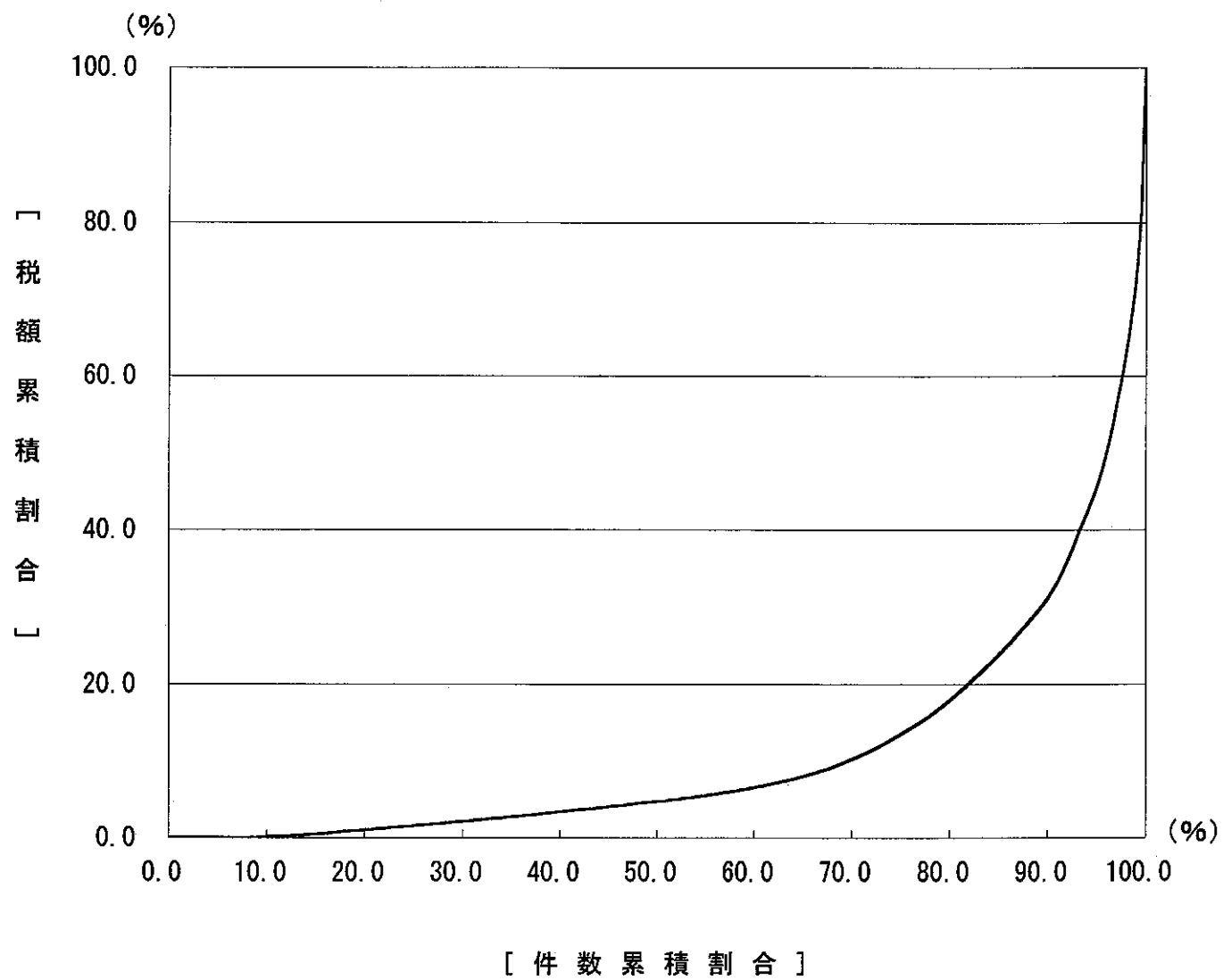
(備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。

2. 当初申告ベースの計数であるため、「相続税の課税状況の推移」の計数(修正申告等を含む。)と一致しない。

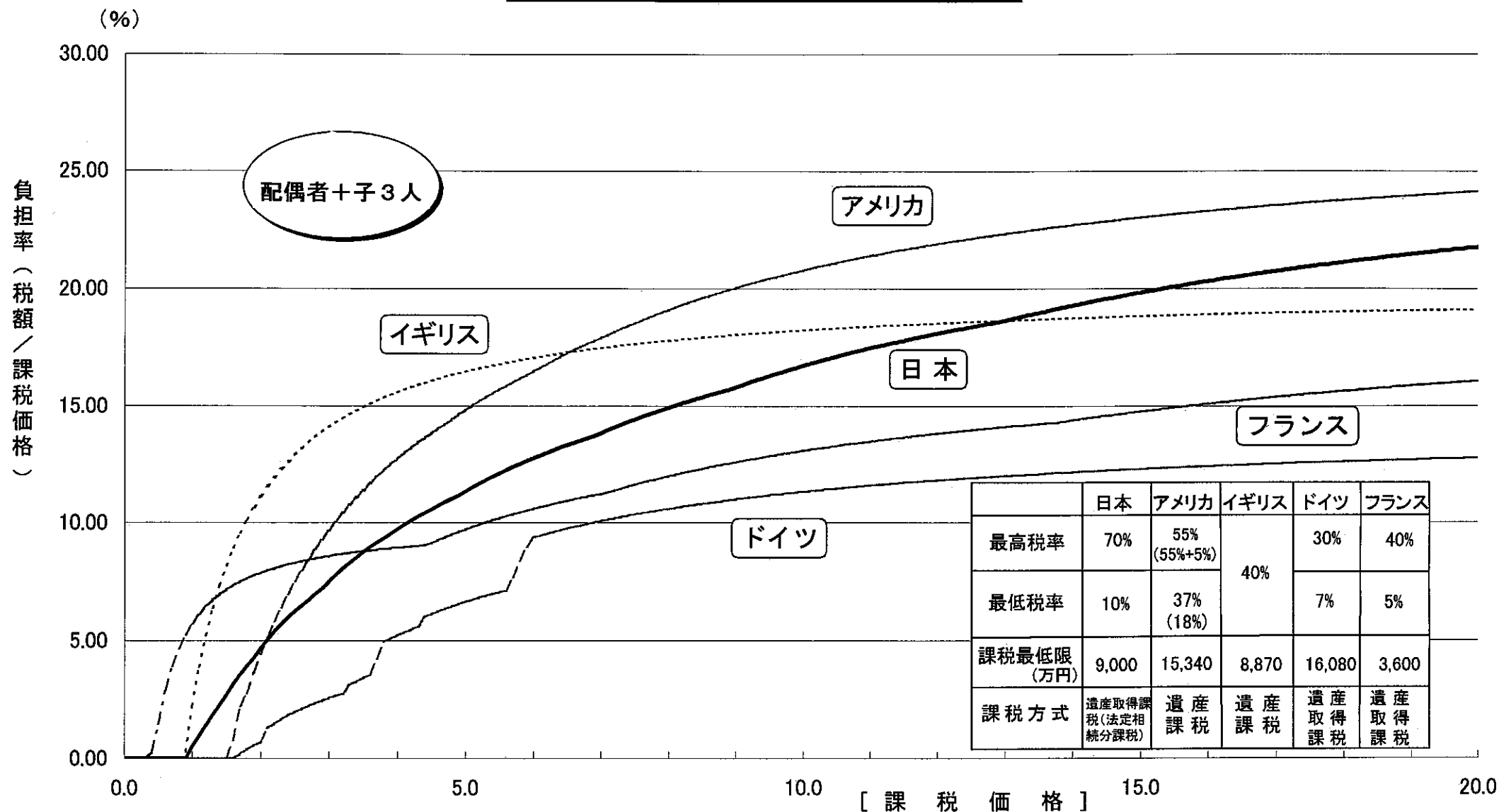
相続税の課税価格階級別の課税件数と課税価格の構成比(平成9年分)



相続税の課税件数と税額の累積割合(平成9年分)



主要諸外国の相続税の負担率



(備考) 基準外国為替相場及び裁定外国為替市場による(平成11年下半期レート 1ドル=118円、1ポンド=192円、1マルク=67円、1フラン=20円) (億円)

(注1) 課税最低限は、配偶者が遺産1/2、子が残りの遺産を均等に取得した場合の額である。

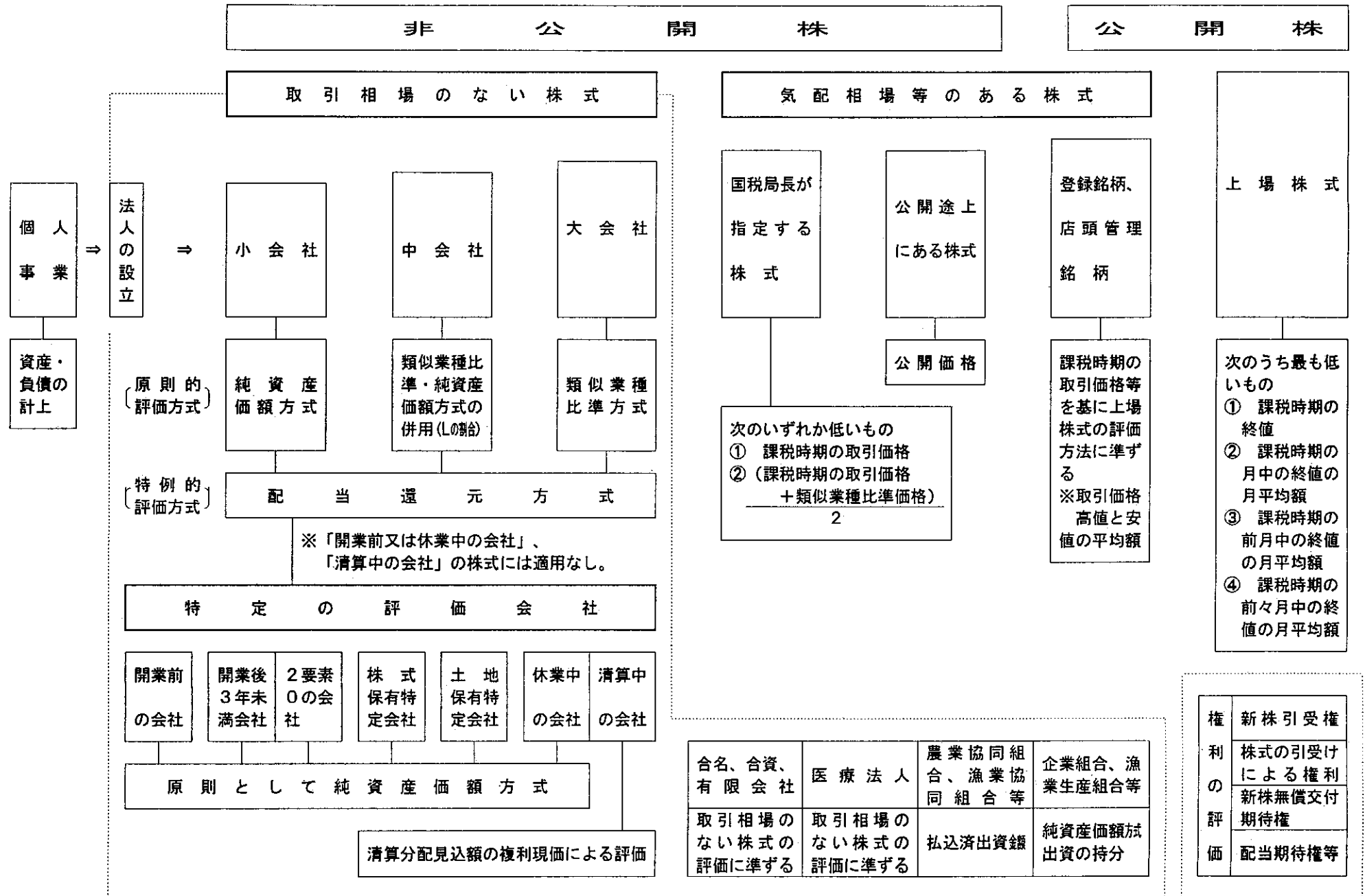
(注2) アメリカは税額控除方式を採用しているため、注1のようなケースでは、算出される税額が統合税額控除(21.13万ドル)相当額(2,493万円)以下となる遺産額(130万ドル(15,340万円))以下に適用される税率(18%~34%)は、結果として最終的な税額には反映されない。また、遺産のうち2,000万ドル(23.6億円)超、3,436.8万ドル(40.6億円)以下の部分については、55%の超過累進税率に5%の税率が加わり、その部分の税率は合計60%になる。

小規模宅地等の相続税の課税の特例の概要

区 分 \ 内 容		土地等の価額の減額割合	適用対象面積
事業用宅地	事業を継続	80%	330㎡まで (平成10年12月31日までの相続については200㎡まで)
	事業を継続せず	50%	200㎡まで
居住用宅地	居住を継続	80%	200㎡まで
	居住を継続せず	50%	200㎡まで
不動産貸付、駐車場等に利用されている宅地		50%	200㎡まで

(注) 小規模宅地等が事業用宅地（事業を継続）とそれ以外のものとがある場合には、適用対象面積の調整がある。

会社の規模等と株式評価の適用方法



取引相場のない株式の評価方法

原則的評価方式

規模の大きい会社 (大会社)	類似業種比準方式 (純資産価額方式による頭打ち)
規模の中位の会社 (中会社)	類似業種比準方式と純資産価額方式との併用方式 (純資産価額方式による頭打ち)
規模の小さい会社 (小会社)	純資産価額方式 (類似業種比準方式と純資産価額方式との併用方式の選択もできる)
特定の評価会社 (株式保有特定会社 土地保有特定会社 開業後3年未満の会社等 開業前の会社など)	原則として純資産価額方式

特例的評価方式

配当還元方式 (評価算式)

$$\frac{\text{その株式に係る年配当金額}}{10\%} \times \frac{\text{その株式1株当たりの資本金の額}}{50\text{円}} \quad (\text{年配当金額の最低は、2円50銭})$$

ただし、原則的評価方式による評価額で頭打ち

(適用株式)

同族株主のうちの経営支配権のない株主及び従業員株主のような少数株主が取得した株式

○ 原則的評価方式の評価算式

1 類似業種比準方式 (大会社)

$$A \times \left[\frac{\frac{B}{C} + \frac{D}{E} + \frac{F}{G}}{3} \right] \times 0.7$$

(B、C及びDは評価会社の1株当たりの金額)
(E、F及びGは類似業種の1株当たりの金額)

2 類似業種比準方式と純資産価額方式との併用方式 (中会社)

$$\text{類似業種比準価額} \times L + \text{純資産価額 (相評ベース)} \times (1-L)$$

Lの割合 = $\begin{cases} \text{大会社に近いもの} & \dots\dots\dots 0.90 \\ \text{中間のもの} & \dots\dots\dots 0.75 \\ \text{小会社に近いもの} & \dots\dots\dots 0.60 \end{cases}$

3 純資産価額方式 (小会社)

$$\left[\begin{array}{c} \text{総資産価額} \\ \text{(相評ベース)} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{負債の} \\ \text{合計額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{※} \\ \text{評価差額に対する} \\ \text{法人税等相当額} \end{array} \right]$$

発行済株式数

$$\text{※} \quad \text{評価差額に対する法人税等相当額} = \left[\begin{array}{c} \text{相続税評価} \\ \text{額による純} \\ \text{資産価額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{帳簿価額に} \\ \text{よる純資産} \\ \text{価額} \end{array} \right] \times 0.42$$

(注) Lの割合を0.50として上記2の算式によることができる。

(参考1) 大・中・小会社の定義

(1) 従業員が100人以上の会社は、大会社とする。

(2) 従業員が100人未満の会社は、次による。

○ 卸 売 業

取引金額 総資産価額 及び従業員数	2億円未満	2億円 以上 2.5億円 未満	2.5億円 以上 5.0億円 未満	5.0億円 以上 8.0億円 未満	8.0億円 以上
・ 8,000万円未満 又は10人以下	小会社				
・ 8,000万円以上 ・ 10人以下を除く		中 会 社 (L=0.60)			
・ 7億円以上 ・ 30人以下を除く			中 会 社 (L=0.75)		
・ 14億円以上 ・ 50人以下を除く				中 会 社 (L=0.90)	
・ 20億円以上 ・ 50人以下を除く					大 会 社

○ 小売・サービス業

取引金額 総資産価額 及び従業員数	6,000万円 未満	6,000万円 以上 6億円 未満	6億円 以上 1.2億円 未満	1.2億円 以上 2.0億円 未満	2.0億円 以上
・ 5,000万円未満 又は10人以下	小会社				
・ 5,000万円以上 ・ 10人以下を除く		中 会 社 (L=0.60)			
・ 4億円以上 ・ 30人以下を除く			中 会 社 (L=0.75)		
・ 7億円以上 ・ 50人以下を除く				中 会 社 (L=0.90)	
・ 10億円以上 ・ 50人以下を除く					大 会 社

○ 卸売業、小売・サービス業以外の業種

取引金額 総資産価額 及び従業員数	8,000万円 未満	8,000万円 以上 7億円 未満	7億円 以上 1.4億円 未満	1.4億円 以上 2.0億円 未満	2.0億円 以上
・ 5,000万円未満 又は10人以下	小会社				
・ 5,000万円以上 ・ 10人以下を除く		中 会 社 (L=0.60)			
・ 4億円以上 ・ 30人以下を除く			中 会 社 (L=0.75)		
・ 7億円以上 ・ 50人以下を除く				中 会 社 (L=0.90)	
・ 10億円以上 ・ 50人以下を除く					大 会 社

平成11年度の税制改正に関する答申（抄）

〔平成10年12月16日〕
税制調査会

三 今後の検討課題・抜本的見直し

3 相続税

今回の個人所得課税の最高税率の引下げにあわせて、相続税についても、税率の引下げを検討すべきではないかとの意見もありました。

しかし、わが国では土地が相続財産の約7割を占めており、バブル経済期の地価高騰により税負担が増加したこと等から、3度にわたり減税が行われました。その後、地価が大幅に下落したため、税負担は相当程度緩和されています。さらに、相続税の問題は景気対策と直接関係がないことをも併せ考慮すれば、直ちに税率の見直しを行う必要はないと考えます。

相続税には、富の再配分を図るという機能があるほか、所得税の補完税としての役割があります。個人所得課税の負担軽減や累進構造のフラット化が進む中、このような相続税の役割をどう考えていくのかについて検討が必要です。

したがって、相続税については、今後、個人所得課税の抜本的見直しとの関連において、税率構造や課税ベース等について幅広く検討を行っていくことが適当と考えます。

○ 贈与税の仕組み

